

令和7年9月25日（木）

一般競争入札公告

社会福祉法人昴の発注する工事の請負について、下記の通り制限付一般競争入札に付する工事としましたので、その内容を公告いたします。

社会福祉法人 昴
理事長 丹羽彩文

1. 工事概要

- (1) 工事名称 共同生活ホームとまり木 新築工事
- (2) 事業内容 寄宿舍（障害者グループホーム）障害者総合支援法 第5条17に該当
- (3) 工事場所 埼玉県深谷市岡字新田下2642番7
- (4) 工事内容 新築工事（建築工事、設備工事）ほか
- (5) 建物概要 木造 地上1階 平屋建て
敷地面積：400.01㎡
建築面積：180.08㎡
延床面積：168.20㎡
- (6) 予定工期 令和7年11月上旬から令和8年4月下旬引き渡し

2. 入札方法等

- (1) 入札方法 一般競争入札
- (2) 予定価格 有（非公表）
- (3) 最低制限価格 有（非公表）
- (4) 入札保証金 無（免除）

3. 建築主

- (1) 名称 社会福祉法人 昴 理事長 丹羽彩文
- (2) 住所 〒355-0008 埼玉県東松山市大谷590
- (3) 電話 0493-39-1131
- (4) 担当 副理事長 町田尚広

4. 連絡先

- (1) 名称 社会福祉法人 昴
- (2) 住所 埼玉県東松山市大谷590
- (3) 担当 副理事長 町田尚広

- (4) 電話 0493-39-1131
- (5) E-mail t.machida@subaru-swc.com

5. 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者。又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし手続き開始決定を受けている者を除く。
- (3) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県及び深谷市の契約にかかる入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (5) 特に記述のある場合を除き、本入札の公告日から落札決定までの期間において、引き続き深谷市競争入札参加者に関する規定に基づく令和7・8年度深谷市競争入札参加者名簿（以下、「名簿」という）に登載され次の条件を満たすこと。
 - ①名簿に建設工事の業種として建築が登載されており、その格付けがA級であること。
 - ②令和元年4月1日以降に埼玉県内において元請けとして生涯者福祉施設又はその他の福祉施設（木造延べ床面積300㎡以上）の施工実績を有し、熊谷市・深谷市・本庄市に本店を有するもの。
 - ③深谷市 競争入札参加資格審査結果 数値が900点以上の者であること。

6. 一般競争入札参加資格等確認申請書の提出

- (1) 一般競争入札参加資格等確認申請書の配布
下記のメールアドレスに請求ください。
E-mail : t.machida@subaru-swc.com
担当者 : 社会福祉法人 昴 副理事長 町田尚広
※ 件名に「グループホーム・とまり木新築工事入札参加申請書送付希望」と記入のこと
- (2) 一般競争入札参加資格等確認申請書の提出
受付期間公告日から令和7年10月1日（水）まで（土日祝日は除く）
受付時間午前10時から午後4時
- (3) 提出書類
 - ア 会社案内
 - イ 一般競争入札参加資格等確認申請書（指定様式）
 - ウ 建設業法第3条第1項による建設業の許可を受けていることを証明するものの写し
 - エ 深谷市の建設工事競争入札参加資格審査結果通知書の写し
 - オ 配置予定技術者の資格を証明できるもの
 - カ 高齢者福祉施設（木造延べ床面積300㎡以上）の新築実績がわかるもの（契約書の写し等）
- (4) 提出方法下記住所まで郵送又は持参にて

(持参する場合はあらかじめ下記提出先へ連絡の上訪問すること)

提出先 社会福祉法人 昴 理事長 丹羽彩文

住所 〒355-0008 埼玉県東松山市大谷590

電話 0493-39-1131

7. 一般競争入札参加資格確認通知および設計図書等の配布

(1) 入札参加資格確認審査後、全ての申請者に参加資格の有無についてメールにて通知を行う。

(2) 入札参加資格が有と確認された業者には、設計図書等〔入札説明書、入札書等書式、図面、仕様書(CD-ROM)〕を令和7年10月2日(木)に郵送により配布する。

尚、現場説明会は行わない。

(3) 配布した図面・仕様書(CD-ROM)は入札日に持参し、返却するものとする。

(4) 設計図書に関する質疑及び回答について

①質疑提出期限 令和7年10月10日(木) 16時まで

②質疑方法 質疑期間内に下記提出先までメールにて提出してください。

③提出先 E-mail : t.machida@subaru-swc.com

担当者 : 社会福祉法人 昴 副理事長 町田尚広

電話 : 0493-39-1131

④回答方法 令和7年10月15日(水)17時までに各社質疑をまとめた文書をすべての入札参加申請者へ電子メールで送信します。

8. 入札日程等

(1) 公告日 令和7年9月25日(木)

(2) 応募締切日時 令和7年10月2日(木) 午後4時まで必着

(3) 設計図書等配布日 令和7年10月3日(金)

(4) 入札日 令和7年10月17日(金) 午前11時

(5) 入札場所 グループホーム・カンパニー

住所 〒369-0202 深谷市岡2630-2

電話 048-546-2558

(6) 入札方法 入札書を封筒に入れて厳封の上、入札箱に投函する。

(7) 開札日時 入札後、即開札とする。

9. 落札者の決定

(1) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した業者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。

(2) 初回入札において予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する。再度入札は2回まで実施する。

(3) 初回入札に参加する者の数が1者のみの場合は、1回のみの入札を行うことができる。ただしこの場合は、再度入札は行わない。

(4) 上記(2)によっても落札者がいない場合は、次の①及び②の場合に限り、下記4条件を順守したうえで、交渉による随意契約を行うものとする。

①最低価格で入札した者に随意契約の意志がある場合（最低価格で入札した者に随意契約の意志がない場合は順次、次に低い価格で入札した者を対象とする。）

②再度入札において、入札に応じる者が1者のみとなった場合。

条件1：随意契約であっても契約額は予定価格の範囲内であること。

条件2：交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと。

条件3：入札にあたっての条件等を変えることは認められないこと。

条件4：契約額が確定した場合はその内容を書面にし、事業者及び業者が署名（捺印）すること。

(5) 落札者とすべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

10. 入札に関する注意事項

(1) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。

(4) 下記の各項目に該当する入札は無効とする。

① 入札に参加する資格のない者が入札をした。

② 郵便、電報、電話、FAXまたはメールにより入札書を提出した者がした入札

③ 談合その他不正行為があったと認められる入札

④ 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札

⑤ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札

⑥ 次に掲げる入札書による入札

ア 入札金額を訂正したもの

イ 入札書の押印がないもの

ウ 記載事項を訂正した場合、その箇所に押印がないもの

エ 押印された印影が明らかでないもの

オ 記載すべき事項の記入のないもの、記入した事項が明らかでないもの

カ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの

キ 他人の代理を兼ねた者がしたもの

⑦ 全各項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がしたもの

(5) 公正に入札執行が出来ない状態に陥った場合、入札を執行しないことがある。

11. 契約方法等

- (1) 工事請負契約に関する細目は民間（旧四会）連合協定請負契約約款に準拠する。
- (2) 契約保証金の徴収は免除する。
- (3) 工事履行保証措置は、工事履行保証保険（工事請負額の10分の1以上の金額を保証）によることとし、工事完成保証人制度は採用しない。
- (4) 契約の履行については、発注者及び管理者の指示に従うとともに県および市等からの指導があった場合には従うこと。
- (5) 請負代金の支払時期に関しては、別に定めるものとする。

1 2. その他

- (1) 現場説明会は実施しない。
- (2) 一般競争入札参加資格審査申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 一般競争入札参加資格審査申請書等の提出された書類は返却しない。
- (4) 提出された書類は提出者の承諾なしに無断で他の目的に使用しない。
- (5) 入札参加資格がないとされた理由に不服があるときは、埼玉県建設工事の入札・契約の過程及び入札参加停止措置等に関する不服対応要領(平成22年4月1日施行)に基づき、法人への苦情申し立てをする事ができる。なお、申立ては当該入札手続きの執行を妨げないものとする。
- (6) 入札参加者は入札後、この公告、設計図書等、現場等についての不明な理由として異議を申し立てることはできない。
- (7) 一括下請けを禁止する。
- (8) 本工事における一般競争入札については、「埼玉県建設工事一般競争入札執行要項」に準じて行う。
- (9) 公告の内容に変更があった場合は、入札参加通知を有する申請者に遅滞なく通達する。
- (10) 提出書類に虚偽の記載があれば入札に参加できない。

以上